



四日市市指令 衛 生 第 52-7534-0001 号

Address for HQ

住 所 東京都新宿区西新宿 2 - 3 - 1 新宿モノリス 1 3 F

Address for plant

営 業 所 四日市市三田町 3

屋 号 日本アエロジル株式会社四日市工場

Company name

氏 名 日本アエロジル株式会社 様

Approved as food additive manufacture licence which was applied on Feb 10 2015.

平成 27 年 2 月 10 日 付 け で 申 請 の あ っ た

添 加 物 製 造 業 に つ い て は

食 品 衛 生 法 第 52 条 の 規 定 に よ り 次 の 条 件

を つ け て 許 可 し ま す。

平成 27 年 2 月 18 日

四日市市 保健所長 河合 信哉



条 件

平成 27 年 3 月 1 日 から
有効期間

平成 32 年 2 月 29 日 まで

Valid from March 1, 2015 to Feb 29, 2020.

教示については裏面を参照してください。

服部吉雄
1366

登録養成講習修了

◎注 意 この許可書は店頭の見やすいところへ掲示してください。
営業を廃止したときは必ず返納すること。

この用紙には、すかしが入っています。

この用紙には、すかしが入っています。

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟については、四日市市を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。)

【食品】